

平成 2 1 年度

多文化共生推進施策

岐阜県

平成21年度 多文化共生推進施策 ～外国籍の県民とともに進める地域づくり～

1 コミュニケーション支援

日本語を十分に理解できない在住外国人に対して、地域生活で必要となる情報を母語で提供していく一方、在住外国人が日本人とともに生活していくための、日本語でのコミュニケーション能力を高めるため、必要な取り組みを進めます。

(1) 地域における情報の多言語化

拡充 在住外国人行政相談員の設置（40,752千円）

- ・ポルトガル語に対応できる在住外国人行政相談員（以下「相談員」という。）を、平成20年度に引き続きブラジル人が多く集住する中濃・西濃地域に各1名を継続して設置します。また、平成21年2月から緊急雇用した相談員を、当該2地域と岐阜・東濃地域に引き続き5名設置し、各種県業務に係る通訳等在住外国人にとって住みよい生活環境づくりを推進します。（岐阜総合庁舎1人、西濃総合庁舎2人、可茂総合庁舎2人、中濃総合庁舎1人、東濃総合庁舎1人、計7人）
- ・さらに、（財）岐阜県国際交流センターにも相談員を新たに4人新設配置し、在住日系ブラジル人に対する相談体制を充実強化します。

[国際課・国際交流センター]

在住外国人行政相談員のためのスキルアップ研修実施（159千円）

- ・県や（財）岐阜県国際交流センターに設置している在住外国人行政相談員と市町村等が雇用している行政相談員を対象に、複雑化する相談事例への対応能力の向上を目的とした研修会を開催し、相談員のスキルアップを図ります。

[国際課]

国際交流センターにおける相談窓口の利便性の向上

- ・国際交流センターにおいて、県の国際交流員（C I R）を活用し、常時4言語（ポルトガル語、中国語、英語、日本語）で対応できるような相談体制を整備するとともに、より外国人に活用してもらえるよう、PRを充実させます。

国際交流センター事業

情報誌「世界はひとつ」の発行

- ・国際交流センターにおいて、県内の国際交流団体等の活動状況、国際交流イベント情報や外国人への生活情報を掲載した4言語（ポルトガル語、中国語、英語、日本語）による情報誌を発行し、外国人への情報提供を充実させます。

国際交流センター事業

通訳ボランティアの育成

- ・「医療」、「災害」といった緊急性のある事案に対応できるよう、国際交流センターにおいて、ボランティア養成のための研修会を実施するとともに、県や市町村で登録しているボランティアのネットワーク化を図り、有事に対応できる体制づくりを推進します。

国際交流センター事業

(2) 日本語を学習するための支援

日本語教室の開催支援

- ・国際交流センターにおいて、日本語教室の開催が困難なNPO団体等を対象に、場所や教材の提供等を行い、外国人の日本語学習環境を充実させます。

国際交流センター事業

日本語指導ボランティアの育成

- ・国際交流センターにおいて、NPO団体等が行う日本語教室で教えている日本語指導ボランティアのスキルアップを図るため、研修会を開催します。

国際交流センター事業

日本語指導ボランティアのネットワーク化

- ・国際交流センターにおいて、県内の日本語指導ボランティアのネットワーク構築の足がかりとするため、意見交換会、ワークショップを開催します。

国際交流センター事業

県・市町村・外国人労働者受入企業の連携による生活習慣講習等の開催

- ・外国人労働者向けの生活習慣講習や日本語教室を、当該外国人労働者を受け入れている企業内で実施できるように企業と協議を行い、実施していきます。

[国際課]

2 生活支援

在住外国人も「外国籍の県民」であるとの認識にのっとり、教育、労働、保健・医療、防災・防犯、生活全般等において、日本人住民に対するのと同様に、きめ細かな住民サービスを提供していきます。

(1) 教育環境の整備

拡充 公立小中学校における外国人児童生徒支援加配教員の配置（25人）（213,464千円）

- 日本語指導の必要な外国人児童生徒が多数在籍する公立小中学校に対して、加配教員を配置し、外国人児童生徒が学びやすい環境づくりを推進します。（平成20年度比；小学校+1人）

[教職員課]

ポルトガル語を話せる外国人児童生徒適応指導員を7人配置（17,277千円）

- 日本語指導の必要な外国人児童生徒の急増に対応するため、母語を話すことができる外国人児童生徒適応指導員（日本の学校生活に適応するための通訳等）を7人配置し、外国人児童生徒に母語で対応できるよう環境づくりを推進します。

[学校支援課]

19年度好評事業

- 外国語（ポルトガル語）と日本語の両方が話せる外国人児童生徒適応指導員を、18年度から教育事務所に5人配置。19年度からは7名に増員（岐阜1、西濃2、可茂3、東濃1）
- <県民の声>
- 困っている気持ちをよく分かって相談ののってくれてうれしい。（外国人生徒）
 - 親切な指導をしてもらえるので、子どもが安心して学校に通えるようになった。（保護者）
 - ストレスを抱えていた児童や日本語を話しながらない児童と話してもらい、本人に笑顔が戻ったり、少しずつ日本語で話し始めたりしている。（教職員）

外国人対応日本語指導非常勤講師の設置（52,096千円）

- 日本語指導の必要な外国人児童生徒の急増に対応し、通級による日本語指導を実施するための非常勤講師（教員経験者等）を36人配置し、外国人児童生徒が学びやすい環境づくりを推進します。

[教職員課]

拡充 高等学校における外国人生徒支援加配教員の配置（2人）（17,182千円）

- 日本語指導の必要な外国人生徒が複数在籍する高等学校に対して加配教員を配置し、外国人生徒を対象とする選択科目の開設や、放課後、空き時間に日本語指導を実施します。（平成20年度比；+1人）

[教職員課]

外国人学校に対する私立専修学校等教育振興費補助金の交付（162,203千円の内数）

- 学校法人が設置する外国人学校に対し、学校運営に要する経費の1/2の範囲内で補助を行います。

[人づくり文化課]

18年度好評事例

HIRO学園の「学校法人・各種学校」認可

- 県が定める学校法人等の認可基準を緩和。私塾として扱われていたブラジル人学校を、学校法人、各種学校として11月28日に認可（認可書交付）。ブラジル人学校では全国初。全国から注目される。税制上の優遇措置や通学定期の割引が可能。開校は、2月1日。定員302人、13クラス。外国人学校の法人化に関する要件緩和
- 所在市町村長が設置を要望（経営破綻の際に児童生徒の転学あっせん等を市町村が確約）していることを条件として、
 - 校地、校舎の借用も可（本邦学校は自己所有が原則）
 - 運営資金の自己保有額を年間支出予算額の1/3から1/6に軽減

外国人学校に通う子どもの教育支援（全国初）

- ・県内のブラジル人学校など外国人学校が授業料減免制度を設け、市町村が減免分を補填した場合、市町村負担分の一定割合を県が助成します（全国初の取り組み、市町村振興補助金の活用）

[地域振興課・国際課]

外国人学校に通う子どもの教育支援を実施している県内市町村（平成20年度から21年度）						
市町村名	大垣市	関市	美濃加茂市	各務原市	可児市	坂祝町
対象学校	日本の学校法人認可校	県内の外国政府認可校	県内の外国政府認可校	県内の外国政府認可校	県内の外国政府認可校	県内の外国政府認可校
対象学年	義務教育相当学年	義務教育相当学年	義務教育相当学年	義務教育相当学年	義務教育相当学年	義務教育相当学年
住所要件	市内在住者	市内在住者	市内在住者	市内在住者	市内在住者	町内在住者
1人あたり助成金額	月額2万円（上限）	月額1万円（上限）	月額1万円（上限）	月額2万円（上限）	月額1万円（上限）	月額2万円（上限）
期間	・H21.1～3月 ・H21.4～	・H21.2～3月 ・H21.4～	・H21.2～3月 ・H21.4～	・H21.1～3月 ・H21.4～	・H21.2～3月 ・H21.4～	・21.1～3月 ・H21.4～

ブラジル人子弟の交流支援（2,500千円）

- ・主にブラジル人学校における日本語教室の開催など、市町村が行うブラジル人子弟に対する交流支援事業（市町村が国際交流協会などの民間団体等に対して行う補助事業を含む）に対して補助を行います。

[人づくり文化課]

「プレクラス」の研究

- ・外国人児童生徒への初期指導を行う「プレクラス」に対する県としての支援のあり方や関係市町村間の連携のあり方等について、「プレクラス」を設置する市のニーズ等を踏まえながら、外国人児童生徒連絡協議会を活用して研究を進めます。

[教育総務課]

外国人生徒への母語による進路情報の提供（96千円）

- ・「高等学校入学者選抜要項（抄）」の母語訳（英語、ポルトガル語、中国語）を関係市町村教育委員会を通して中学校及び生徒に配布し、外国人生徒の進路指導の充実を図ります。

[学校支援課]

高校入試における「外国人特別枠」の検討

- ・平成21年度入学者選抜における改善事項（受入人数の拡大・出願要件の緩和等）の成果及び課題を検証するとともに、平成20年度に引き続き、有識者による入試改善に関する会議等を開催し、外国人生徒の入試上の配慮について、整理・検討していきます。

[教育総務課]

外国人児童生徒教育連絡協議会の開催（352千円）

- ・外国人児童生徒が多く在籍する市町の教育委員会や学校の担当者、外国人児童生徒適応指導員との協議により、就学の促進、受入体制の整備、指導方法の改善等、外国人児童生徒の教育環境の充実に向けた取組を推進します。

[学校支援課]

多文化共生に関する教員研修講座の実施（7,149千円の一部）

- ・総合教育センターが行う教員研修講座で、広く幼稚園から高等学校までの教員を対象として多文化共生に関する講座を実施し、外国人児童生徒に対する指導力を高めます。

[教育研修課]

JETプログラムの国際交流員（CIR）の活用

- ・国際理解を深めるため、公立学校における総合的な学習の時間や外国人学校の授業・行事等において、ブラジル人国際交流員（CIR）等の積極的な活用を図ります。

[国際交流センター]

(2)安心して働ける環境の整備

拡充 外国人労働者受入企業連携推進会議の開催（843千円の一部）

- ・県、外国人労働者受入企業、関係市で構成する「外国人労働者受入企業連携推進会議」を開催し、雇用や医療保険の加入状況改善等、企業との継続的な協力関係のあり方を協議し、企業内の外国人労働者に対する具体的な支援を実施します。当該会議は、全県的な課題や取組について協議をする全体会議と地域の実情やテーマに沿った具体的な連携支援策について協議・実施につなげるブロック別会議（各圏域）により構成します。平成21年度からは、参画企業数を増やし、県内全域（岐阜地域、西濃地域、中濃地域、東濃地域、飛騨地域）でブロック別会議を開催します。

[国際課]

経済団体と連携した多文化共生に関する意識啓発の推進

- ・県内の各経済団体と連携して、多文化共生に関する情報の発信など、様々な機会を通じて普及啓発をします。

[労働雇用課]

(3) 安心して利用できる保健・医療体制の整備

医療機能情報公表事業（2,260千円）

- ・医療機関（病院、一般・歯科診療所、助産所）及び薬局の医療機能に関する外国語対応情報等を県が集約し、インターネットにおいて提供します。

[医療整備課・薬務水道課]

多言語による国民健康保険のPR

- ・在住外国人向けに「外国語版国民健康保険制度啓発パンフレット」のデータを活用し、市町村を通じPRします。

[地域福祉国保課]

(4) 緊急時における体制の整備

災害時要援護者（外国人）対策の推進

- ・「岐阜県地震防災行動計画 [平成18年度～22年度]」に明記した、県、市町村等の災害時要援護者支援体制の整備を推進します。

外国人向け防災マニュアルの充実【県】

災害時の広報対策の実施（外国語による広報等）【市町村】

外国人学校における防災教育の実施【各学校】

[防災課・国際課]

災害通訳ボランティアの育成

- ・災害通訳ボランティアの派遣業務に関するマニュアルを整備するとともに、県・市町村のボランティアのネットワーク化を図り、有事に対応できる体制づくりを推進します。

[国際課・国際交流センター]

119番通報の多言語化

- ・各消防本部における多言語での音声ガイダンスや会話マニュアルの整備などを促進します。

[消防課]

防犯講習会の開催

- ・各警察署において、在住外国人を集め、犯罪被害防止などを目的とした防犯講習会を開催し、日本での習慣、モラル、犯罪被害防止対策などを記載した6ヶ国語対応マニュアル（ポルトガル語、中国語、ベトナム語、タガログ語、スペイン語、英語）を活用し防犯指導を行います。

[警察本部]

外国人からの110番受理体制の整備

- ・通信指令室に、英語で対応できる指定通訳員を配置するなどして、外国人からの110番に対応します。

[警察本部]

国内基礎研修・海外研修の実施（9,128千円）

- ・外国人が関係する事件・事故等に対応するため、国際捜査官（部内通訳人）の養成を目的として外国語委託研修を実施します。

[警察本部]

ブラッシュアップ研修の実施（991千円）

- ・養成した国際捜査官（部内通訳人）の語学力維持・向上を目的として外国語委託研修を実施します。

[警察本部]

民間通訳人の活用（21,503千円）

- ・外国人が関係する事件捜査に対応するため、国際捜査官（部内通訳員）のみならず、積極的に民間通訳人の登録を行い、民間通訳人を効果的に活用します。

[警察本部]

外国人犯罪人引き渡し条約締結に関する国への働きかけ

- ・日本国内で犯罪を犯した外国人の国外逃亡に関し、米国・韓国のみならず、ブラジル、ペルーをはじめとする諸外国との間に「犯罪人引き渡し条約」を締結するよう国に要望します。

[国際課]

(5)生活全般における支援の充実

外国人交通安全教育指導員の配置(2,732千円)

- ・日本語が堪能な日系ブラジル人を外国人交通安全教育指導員として採用し、日系ブラジル人のコミュニティとの連携を図り、交通安全に関する相談の受理、交通安全教材の作成など効果的な交通安全教育を推進します。

[警察本部]

外国人に対する交通安全教育の実施

- ・ポルトガル語を話す外国人交通安全教育指導員を新たに設置し、ブラジル人に対する交通安全教育を強化するとともに、中国人、フィリピン人等を対象に、交通安全教育（交通講話、交通教室、自転車教室等）を実施します。

[警察本部]

外国人向け交通安全テキストの活用

- ・4言語（ポルトガル語、中国語、英語、日本語）で作成した「外国人向け交通安全テキスト」を、市町村や各警察署等を通じて、外国人への交通安全に活用します。

[環境生活政策課]

多言語による案内看板の設置

- ・外国免許から日本の免許への切替試験の受付に際し、3言語（ポルトガル語、英語、日本語）で看板を設置し、案内を実施します。

[警察本部]

拡充 運転免許試験問題の多言語化

- ・一般試験のうち学科試験は、英語、日本語で実施し、外国免許から日本の免許への切替試験のうち知識試験は、ポルトガル語、中国語、スペイン語、英語、ベルシャ語、ロシア語、タイ語、タガログ語（8カ国語）でも実施します。

[警察本部]

生活ガイドブックの作成と生活オリエンテーションの実施

- ・国際交流センターにおいて既に作成済みの多言語による生活ガイドブック（外国人が県内で生活する上で必要な情報を掲載した生活支援の一助とするためのもの）について、内容の見直しを実施します。生活オリエンテーションの実施については、外国人労働者受入企業連携推進会議における検討課題の1つとして、企業内における実施について、企業と協議を行っていきます。

[国際交流センター]

日本の生活習慣を学ぶ講習会の実施

- ・外国人学校等において、日本の生活習慣や文化を学ぶ講習会を開催します。

[国際課]

あんしん賃貸支援事業実施のための仕組みづくり

- ・地方公共団体、不動産業界、居住支援団体等が連携して、外国人等が安心して民間賃貸住宅に入居・居住できる「あんしん賃貸支援事業」の実施に向けた検討を重ね、可児市においてモデルプランの先行実施を進めます。

[公共建築住宅課]

多文化共生を目指したブラジル野菜づくり（12,100千円の内数）

・中濃地域を中心として県内で増加するブラジル人等を消費者としてとらえ、栽培者の増加等により生産安定を図ります。また、消費拡大を図るため、日本人向けの料理講習会を開催するなどして、販売ルートの拡大を図ります。

[農業技術課]

3 多文化共生の地域づくり

多文化共生の地域づくりに関する意識啓発を在住外国人・日本人双方に対して行うとともに、在住外国人が参画しやすい地域づくりや在住外国人自身の取組の促進、在住外国人の意見を反映させる仕組みづくりを進めます。

(1) 地域社会に対する意識啓発

新規 定住外国人（ブラジル人）の実態調査の実施（9,316千円）

- ・今後の多文化共生に向けた施策の方向性を定めるための基礎調査として、県内のブラジル人集住市において、居住実態、就労実態、子どもの就学実態等の調査を行います。

[国際課]

新規 多文化共生推進員の設置

- ・在住外国人と日本人が相互に理解し、共に安心して暮らしていけるよう、地域における多文化共生推進のパイプ役として幅広く活躍する人材を「多文化共生推進員」として設置していきます。

[国際課]

外国籍県民会議の開催（662千円）

- ・外国人の意見を施策に反映させるため、外国籍県民会議を定期的で開催し、県内在住外国人と行政との連携を推進します。当該会議は、全県的な課題や取組について協議をする全体会議と地域の実情やテーマに沿った具体的な連携支援策について協議し、実施につなげるブロック別会議（各圏域）を実施します。

[国際課]

市町村・市町村国際交流協会連絡会議等の開催（843千円の内数）

- ・多文化共生を中心的に進めていくべき、市町村・市町村国際交流協会との連絡会議を県国際交流センターと共催する他、圏域ごとに地域連携会議を開催し、市町村等と意思疎通を図る仕組みづくりを整備します。

[国際課]

(2) 外国人の自立と社会参画

新規 在住外国人の雇用確保・安定のための職域開発と生活支援（51,000千円）

- ・市町村国際交流協会やNPO等が実施する外国人向けの介護等の資格研修や日本語教室などの各種雇用・生活支援活動を支援するための基金を（財）岐阜県国際交流センターに設置し、定住を望む失業外国人の再就職や職域開発を支援します。（基金による3年間の助成）

[国際課]

外国人コミュニティーリーダーの育成

- ・岐阜県における多文化共生を推進するため、非営利民間の立場で活動するマネジメント能力の高い在住外国人リーダーを育成します。

国際交流センター事業

先導的な多文化共生事業の支援

- ・市町村国際交流協会、NPO団体等から多文化共生に関する先導的な事業企画案を幅広く公募し、委託事業として実施します。

国際交流センター事業

市町村国際交流協会、NPO等への支援の充実

- ・市町村国際交流協会やNPO等が行う多文化共生推進事業に対し、国際交流センターが3年間の時限支援策として助成します。（平成20年度から3年間）

国際交流センター事業

市町村国際交流協会等の育成支援

- ・市町村、国際交流協会、NPO等関係団体を対象とした多文化共生に関する研修を実施するとともに、市町村国

際交流協会等と多文化共生推進会議を開催し、総合的・戦略的に多文化共生社会の構築を進めます。

国際交流センター事業

国際交流センターの基金による助成の重点化

- ・現在の「ひだみの国際交流・多文化共生推進基金」による助成制度を見直し、民間団体が行う国際交流事業のうち、多文化共生社会づくりに寄与する事業へ重点化して助成します。

国際交流センター事業